第９期定時株主総会招集ご通知
インターネット開示事項

新株予約権等の状況
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

（2020年３月１日～2021年２月28日）

株式会社ビザスク

第９期定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、新株予約権等の状況、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://visasq.co.jp/ir/）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		2018年２月26日	2018年８月27日
新株予約権の数		518個	259個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　25,900株 （新株予約権１個につき50株） （注）１	普通株式　12,950株 （新株予約権１個につき50株） （注）１
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 6,890円 （１株当たり　137.8円） （注）１	新株予約権１個当たり 6,890円 （１株当たり　137.8円） （注）１
権利行使期間		2020年３月１日から 2028年２月25日まで	2020年10月１日から 2028年９月19日まで
行使の条件		（注）２	（注）３
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　518個 目的となる株式数　25,900株 保有者数　1名	新株予約権の数　259個 目的となる株式数　12,950株 保有者数　1名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

		第８回新株予約権	第９回新株予約権
発行決議日		2018年10月31日	2018年10月31日
新株予約権の数		650個	50個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　32,500株 （新株予約権１個につき50株） （注）１	普通株式　2,500株 （新株予約権１個につき50株） （注）１
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 7,500円 （１株当たり　150円） （注）１	新株予約権１個当たり 7,500円 （１株当たり　150円） （注）１
権利行使期間		2020年11月１日から 2028年 10 月30日まで	2020年11月１日から 2028年10月30日まで
行使の条件		（注）４	（注）５
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　650個 目的となる株式数　32,500株 保有者数　1名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　50個 目的となる株式数　2,500株 保有者数　1名

（注）１．2019年８月30日付で実施した株式分割（普通株式１株を50株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

２．第５回新株予約権の行使条件

次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。

a．対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合

b．対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合

c．新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合

d．対象者が死亡した場合、相続は認めない。

新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で２回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使すること

はできない。
第１回　　2020年３月１日　　50%
第２回　　2021年３月１日　　50%
その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より２年経過後、2028年２月25日までの間も権利行使できるものとする）。

3．第６回新株予約権の行使条件
次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。

a．対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合

b．対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合

c．新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合

d．対象者が死亡した場合、相続は認めない。
新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で２回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。
第１回　　2020年10月１日　　50%
第２回　　2021年10月１日　　50%
その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より２年経過後、2028年９月19日までの間も権利行使できるものとする）。

4．第８回新株予約権の行使条件
次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。

a．対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合

b．対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合

c．新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合

d．対象者が死亡した場合、相続は認めない。
新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で２回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。

第１回　　2020年11月１日　　50%
第２回　　2021年11月１日　　50%
その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より２年経過後、2028年10月30日までの間も権利行使できるものとする）。

５．第９回新株予約権の行使条件
次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。

ａ．対象者が自己の都合により当社または当社子会社の監査役または従業員でなくなった場合

ｂ．対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または監査役の地位を解任された場合

ｃ．新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合

ｄ．対象者が死亡した場合、相続は認めない。
新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で２回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。
第１回　　2020年11月１日　　50%
第２回　　2021年11月１日　　50%
その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より２年経過後、2028年10月30日までの間も権利行使できるものとする）。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ その他新株予約権等の状況

2019年５月31日開催の第８回定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権

	第１２回新株予約権
発行決議日	2019年５月17日
新株予約権の数	2,516個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 125,800株 (新株予約権１個につき 50株) (注) 1
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり 250円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり 12,500円 (１株当たり 250円) (注) 1
権利行使期間	2020年６月１日から 2029年６月５日まで
行使の条件	(注) 2
割当先	社外協力者１名

(注) １．2019年８月30日付で実施した株式分割（普通株式１株を50株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

２．第12回新株予約権の行使条件

① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

② 本新株予約権者は、2020年２月期から2022年２月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書に記載された営業収益（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結損益計算書の営業収益を参照する。）が9.5億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

③ 本新株予約権者は、割当日から２年までの間において、当社普通株式の価額（下記⒜から⒟に掲げる各事由が生じた場合に、判定される最新の金額とする。）が、行使価額に500％を乗じた額（ただし、（注）３、４において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を一度でも上回った場合に限り、本

新株予約権を行使することができる。

(a) 当社普通株式の発行等が行われた場合における当該払込金額。

(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、普通株式の売買その他の取引が行われたときの当該取引価格。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、ＤＣＦ法等の方法により評価された株式評価額。

④ 本新株予約権者は、本新株予約権行使時点で、現在から将来にわたる当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑦ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（注）３．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げることとします。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割（または併合）の比率}$$

（注）４．本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げることとします。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\dfrac{新規発行株式数\times１株あたり払込金額}{新規発行前の１株あたりの時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場

合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

連結株主資本等変動計算書

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	18,682	－	80,361	－	99,043	－	－	629	99,672
当連結会計年度変動額									
新株の発行	369,484	347,630			717,114				717,114
親会社株主に帰属する当期純利益			201,953		201,953				201,953
自己株式の取得				△180	△180				△180
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	－	－	－	－	－	1,622	1,622	－	1,622
当連結会計年度変動額合計	369,484	347,630	201,953	△180	918,887	1,622	1,622	－	920,509
当連結会計年度末残高	388,166	347,630	282,315	△180	1,017,930	1,622	1,622	629	1,020,182

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　1社

・主要な連結子会社の名称　　VISASQ SINGAPORE PTE.LTD.

当連結会計年度からVISASQ SINGAPORE PTE.LTD.を連結の範囲に含めております。　これは、2020年4月1日に同社を新設したことによるものであります。

⑵　連結子会社の事業年度等に関する事項

VISASQ SINGAPORE PTE.LTD.の決算日は2月末であり、連結会計年度と一致しております。

⑶　会計方針に関する事項

①　重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　2年～4年
工具、器具及び備品　2年～4年

②　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末においては、債権の貸倒れによる損失が発生した実績がなく、発生する可能性も低いため、貸倒引当金を計上しておりません。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　8,789,450株

⑵　当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　59株

⑶　剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

⑷　当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　501,750株

3．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、当社事務所の賃貸借契約及び社宅に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。長期投資は発行体の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。借入金は運転資金に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については取引相手ごとに期日及び残高を管理し、また、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や信用リスクの軽減を図っております。敷金及び保証金については、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握に努め、信用リスクの軽減を図っております。長期投資については、定期的に発行体の財政状態等を把握し、信用リスクを管理しております。

ロ. 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

コーポレートグループが資金計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2021年２月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
⑴ 現金及び預金	1,357,535	1,357,535	－
⑵ 売掛金	411,894	411,894	－
⑶ 敷金及び保証金	68,242	68,318	76
資産計	1,837,671	1,837,747	76
⑴ 買掛金	118,694	118,694	－
⑵ 未払金	65,231	65,231	－
⑶ 未払法人税等	50,225	50,225	－
⑷ 長期借入金（＊）	190,000	205,824	15,824
負債計	424,150	439,974	15,824

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

⑴　買掛金、⑵　未払金、⑶　未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑷　長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。ただし、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

長期投資（連結貸借対照表計上額32,468千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,357,535	－	－	－
売掛金	411,894	－	－	－
敷金及び保証金	－	68,242	－	－
合計	1,769,429	68,242	－	－

4．長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	－	190,000	－	－	－	－
合計	－	190,000	－	－	－	－

4．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たりの純資産額　116円00銭

⑵　1株当たりの当期純利益　23円39銭

5．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

6．その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	18,682	－	－	80,361	80,361	－	99,043	629	99,672
当期変動額									
新株の発行	369,484	347,630	347,630				717,114		717,114
当期純利益				198,771	198,771		198,771		198,771
自己株式の取得						△180	△180		△180
当期変動額合計	369,484	347,630	347,630	198,771	198,771	△180	915,705	－	915,705
当期末残高	388,166	347,630	347,630	279,132	279,132	△180	1,014,748	629	1,015,377

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

子会社株式　　移動平均法による原価法

⑵　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　２年～４年

工具、器具及び備品　　２年～４年

⑶　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑷　引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、債権の貸倒れによる損失が発生した実績がなく、発生する可能性も低いため、貸倒引当金を計上しておりません。

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

⑸　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権　3千円

② 短期金銭債務　13,508千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高　業務委託料　57,438千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　59株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

単位：千円

繰延税金資産	
減価償却超過額	4,099
繰越欠損金（注）1．	25,587
賞与引当金	18,374
未払事業税	5,402
その他	1,272
繰延税金資産小計	54,736
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）1．	△4,989
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,099
評価性引当額	△9,089
繰延税金資産合計	45,647

（注）１．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金（※）	－	－	－	－	7,855	17,731	25,587
評価性引当額	－	－	－	－	－	△4,989	△4,989
繰延税金資産	－	－	－	－	7,855	12,741	20,597

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

６．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	VISASQ SINGAPORE PTE.LTD.	100%	役員の兼任等	業務委託費の支払	57,438	未払金	13,508

（注）価格その他の取引条件は、業務内容を勘案し、両者協議の上、合理的に決定しています。

７．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たりの純資産額　115円45銭

⑵　１株当たりの当期純利益　23円02銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

該当事項はありません。